

## 宇都宮市農業委員会 第3回定期総会議事録

- 1 開催日時 令和6年4月26日(金) 開会 午後3時30分  
閉会 午後4時15分
- 2 開催場所 宇都宮市役所 16階 16A・B会議室
- 3 出席者
  - ・農業委員17名  
櫻井委員, 恩田委員, 平出委員, 小島委員, 相良委員, 小野口委員,  
佐藤委員, 刈部委員, 手塚(孝)委員, 手塚(敏)委員, 田崎委員, 永岡委員,  
吉澤(聖)委員, 福田委員, 村田委員, 宇梶委員, 高橋委員
  - ・農地利用最適化推進委員21名  
菊池委員, 田崎委員, 齋藤(勝)委員, 齋藤(正)委員, 高橋委員, 青柳委員,  
北條委員, 篠崎委員, 関根委員, 森田委員, 福富委員, 大澤委員,  
福田委員, 床井委員, 橋本委員, 増淵委員, 笹沼委員, 黒崎委員,  
坂本委員, 阿部(則)委員, 菱沼委員
- 4 欠席委員
  - ・農業委員 2名  
中山委員, 伊澤委員
  - ・農地利用最適化推進委員 9名  
野澤委員, 黒後委員, 鎌倉委員, 鮎澤委員, 上田委員, 富貴澤委員,  
竹原委員, 阿部(律)委員, 田口委員
- 5 議事録署名委員2名  
小島委員, 相良委員

事務局 宇都宮市農業委員会第3回定期総会を開会いたします。  
現在の農業委員の出席委員数は、会議規則に定める出席者数に達しておりますので、本日の総会は、成立することをご報告いたします。

事務局 続きまして、次第2「宇都宮市農業委員会憲章」の唱和を行います。  
恐れ入りますが、全員、ご起立をお願いします。  
なお、憲章については、総会資料表紙の裏面をご覧ください。  
事務局が唱和のリードを務めますので、それに続き、5項目の主文の唱和をお願いいたします。

(唱和)

事務局 ありがとうございます。ご着席願います。  
次に、会議次第3「会長あいさつ」をお願いします。

会 長 (会長挨拶)

事務局 ありがとうございます。  
それでは、会議次第4「議長の選任」に入ります。議長につきましては、宇都宮市農業委員会会議規則第4条に、会長が議長となると規定されておりますので、会長に議長をお願いいたします。  
会長、よろしく願いいたします。

会 長 それでは、暫時、議長を務めさせていただきますが、皆様のご協力により、円滑な進行をお願いしたいと思います。

議 長 それでは、会議次第5「議事録署名委員の選任」に入ります。  
会議規則の定めるところにより、議事録署名委員2名を選出したいと思いますが、議長が指名することに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がありませんので指名いたします。  
議事録署名委員は、5番 小島委員と、6番 相良委員をお願いします。  
会議次第6「議事」に入ります。議案第1号「令和6年度農業委員会活動計画(案)」について、事務局の説明を求めます。

事務局　それでは、1 ページの、議案第 1 号「令和 6 年度農業委員会活動計画(案)」について説明させていただきます。

では、読み上げさせていただきます。

農業・農村を取り巻く状況は、依然として、農業者の高齢化・減少が進行していることに加え、気候変動による異常気象の発生や不安定な国際情勢を受けた農業資材の高騰など、厳しさを増しております。

そのような中、国においては、法制定から約 25 年ぶりに「食料・農業・農村基本法」の見直しの中で、食料安全保障の強化や農林水産業のグリーン化などに向けた施策事業の具体化のための議論が進行しているところです。

本市においても、これらの農業を取りまく環境の変化に的確に対応しながら、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和 6 年 2 月に策定した「第 3 次食料・農業・農村基本計画」（計画期間：令和 6 年度～令和 15 年度）に基づき、農業の成長産業化を目指す「稼げる農業」の実現に向けた生産性・収益性向上を図るための取組や、「つながる農業」の実現に向けた環境と調和した持続可能な農業生産の普及や地域が一体となって良好な農村環境を維持するための取組が重点化されたところであり、

本市農業委員会においては、「農業を守り育てていく」という農業委員会の果たすべき役割を深く認識し、農地等利用の最適化の推進に関する指針に基づき、日常的な「農地パトロール」を徹底し、地域の現状把握に努めながら、重点業務として掲げた「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」の活動を継続するとともに、公正・公平性の確保に向けた適正な事務の実施に取り組み、本市農業・農村の振興・発展を図るため、次の事項について積極的に行動します。

（ここまで、「令和 6 年度農業委員会活動計画（案）」の読み上げ）

2 ページ、3 ページが、その具体的な取組みでございます。

基本的には、昨年と大きくは変わりませんが、変更点から申し上げます。

2 の（1）のウでございます。「地域計画」に掲載する「目標地図（素案）」の作成とございますが、昨年度は、意向調査を実施する内容がありましたが、今年度は、地域計画を策定することになっておりますので、（実施済の意向調査の結果を反映させて）「地域計画」に掲載する「目標地図（素案）」の作

成（のみ）、としています。

4の（2）「うつのみや農委だより『きずな』の発行回数の見直し及び内容の充実、についてですが、年3回の発行を2回とする代わりに、内容の充実を図るという所が、昨年度からの変更点でございます。

最初から読み上げさせていただきます。

「1 優良農地の確保と農地の有効利用に関する事項」として、「(1) 指定市町村に相応しい農地転用許可の適正な執行」「(2) 農地転用許可後の履行状況の調査・確認・指導」「(3) 農地転用違反への適切な対応」でございます。

農業委員会の事務は、基本的に農業委員会法に定められており、こちらは、法第6条第1項の説明でございます。

続いて「2 農地等の利用の最適化の推進に関する事項」、こちらは、農業委員会法第6条第2項の説明でございます。

「(1) 担い手への農地利用の集積・集約化の推進」こちらは、アからエまででございます。

「ア 担い手の育成・確保」「イ 地区ごとに現場活動計画の策定・実施」、先程申し上げましたが、「ウ 「地域計画」に掲載する「目標地図（素案）」の作成」「エ 農業公社等と連携した農地のマッチングの推進」。

「(2) 遊休農地等の発生防止・解消の推進」こちらも、アからエまで4点でございます。

「ア 農地パトロール等による現地調査の実施」「イ 利用状況調査・利用意向調査の実施」「ウ 農地中間管理機構との連携」「エ 非農地判断の実施」でございます。

「(3) 新規参入の促進」

「ア 関係機関との連携による新規就農者等の支援」「イ 新規参入者への農地の斡旋」でございます。

「(4) 耕作者等に係わる助言・相談」でございます。

「3 農業経営の合理化に関する事項」でございますが、こちらは、農業委員会法第6条第3項に定められている事務でございます。

「(1) 複式簿記の記帳など青色申告事業の推進」「(2) 農業者年金事業の推進」「(3) 家族経営協定の推進」でございます。

続きまして「4 農業一般に関する調査・情報に関する事項」でございます。こちらと同じく、第6条第3項による事務でございます。

「(1) 専門委員会の活動」。テーマの選定、調査・研究の実施、定期総会での報告でございます。

「(2) 「うつのみや農委だより『きずな』の発行回数の見直し及び内容の

充実」

「(3)農作業受委託料金等の参考額の提示」とございます。

「5 農政に関する事項」でございます。こちらは、農業委員会法第38条に定められております。

「(1)農政に関する意見・要望」。「ア 農地等利用の最適化推進施策に関する意見」「イ 農業関係税制改正に関する要望、を提出」という所でございます。

これらの事務を遂行するために、「6 関係機関との連携」として「(1)農業委員会ネットワーク機構との連携」「(2)関係行政機関との連携」「(3)関係団体との連携」ということでございます。

議案第1号に関する説明は以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言願います。

委員 (意見なし)

議長 それでは、議案第1号「令和6年度農業委員会活動計画(案)」については、原案のとおり承認いただくことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)」について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)」についてご説明いたします。

「I 農業委員会の状況」でございますが、令和5年4月1日現在のものでございます。

「1 農業委員会の現在の体制」でございますが、任期につきましては、令和2年7月から昨年(令和5年)7月19日までで、昨年、改選がありましたので、前期の委員の皆様の数値でございます。

記載のとおり、農業委員が(実数)23名、農地利用最適化推進委員が

(実数) 29名ということでした。

「2 農家・農地等の概要」ですが、総農家数、経営体数や農業従事者数については、直近の農林業センサスの数字となっております。

右側の認定農業者等の数につきましては、農業企画課が把握している数字を掲載しております。

耕地面積につきましては、国が調べている「作付面積統計」というものがございまして、そちらの面積を記載することになっておりますので、宇都宮市においては、田9,600ha、畑2,300ha、合計11,900haということでございます。

5ページにいきまして、「II 最適化活動の実施状況」となります。

「1 最適化活動の成果目標」の「(1)農地の集積」でございますが、(「①現状及び課題」について)令和5年4月1日現在の状況としまして、管内の農地面積が11,900ha、これまでの集積面積が6,359ha、集積率は53.4%でした。

課題につきましては、担い手の高齢化・後継者不足による、新たな担い手の確保・育成と、農地の面的な集約化及び農地整備が必要、というような課題でございます。

「②目標」についてでございますが、令和9年度の農地集積率の目標は、80%でございます。令和5年度末の新規集積面積の目標が100ha、農地面積が11,900ha、令和5年度末の累計集積面積が6,459ha、集積率は54.3%でした。

「③実績」でございますが、令和5年度の新規集積面積が57ha、農地面積が11,900ha、令和5年度末の累計集積面積が6,416ha、集積率は53.9%、目標に対する達成状況は99.3%。この数字は、集積率の数値で算出したものです。

農業委員会の点検結果としては、宇都宮市農業公社と連携し、担い手への利用調整に取り組んではいるものの、目標を下回る結果となってしまったというところです。

続きまして「(2)遊休農地の発生防止・解消」でございます。

令和5年度当初の(①)現状ですが、1号遊休農地面積が56.0ha、うち緑区分が32.0ha、うち黄区分が24.0haでございます。

「②目標」でございますが、「ア 既存遊休農地の解消」について、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積が8.0ha、緑区分の遊休農地の解消目標面積が1.6ha。これはどういうことかと言いますと、国が、令和3年度の遊休農地を5年間かけて令和8年度までに解消するよう指導しているので、8.0haの5分の1の1.6haが1年間の

解消目標面積の数字になります。

続きまして6ページ(b), 令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地は26.0haです。黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針として、基盤整備事業の実施など関係機関と検討を進める。また、地域計画策定に向けた地域会合において、工程表の策定を検討する。ということです。

「イ 新規発生遊休農地の解消」の「a 緑区分の遊休農地の解消」ですが、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積を2.0haとしましたが、これは、令和4年度に発生した、緑区分(遊休農地)の解消目標です。

③実績ですが、「ア 既存遊休農地の解消」ということで、令和5年度の緑区分の遊休農地の解消実績は、先ほどお示した、令和3年度の1.6haに対するものですが、解消実績面積が1.1haですので、目標に対する達成状況は68.8%となります。

「b 黄区分の遊休農地の解消」ですが、黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況については、策定はしていません。

「イ 新規発生遊休農地の解消」。こちらは、令和4年度に新規発生した遊休農地の解消実績です。こちらは1.2haとなります。

④その他でございます。

まず、農地の利用状況調査については、8月に実施いたしました。結果取りまとめは9月で、1号遊休農地の面積は57.6ha, うち緑区分が31.2ha, うち黄区分が26.4haということで、前年度から比べると1.6haの増ということになりました。

(農地の)利用意向調査でございますが、調査の実施時期は、10月から11月、取りまとめは12月に行ったところでございます。

農業委員会の点検結果でございますが、利用意向調査の戸別訪問を行うとともに、農地の利用調整に取り組んだ結果、一定の遊休農地の解消を図ることができた。としております。

(3) 新規参入の促進でございます。

まず(①)現状でございますが、これは、過去3年度分の成果を載せております。令和2年度から令和4年度のものになります。

②の目標でございますが、こちらは、権利移動面積ということで、平成30年度から令和2年度までの(権利)移動面積。こちらについては、農地法第3条第1項による許可と経営基盤強化促進法に基づく集積計画で権利移動がなされた面積の総面積ということで書かせていただいております。

平均しますと、(年間)641ha。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は、(過去3年度の権利移動面積の)平均の1割以上となっておりますので、64.1haという目標でございました。

7ページに移って、③実績になりますが、(新規就農者への貸付等について農地所有者の)同意を得た上で公表した面積は4.1ha。目標に対する達成状況は6.4%。参考までに、新規参入者の参入状況としましては、参入経営体数が7経営体、取得農地面積は4.1haでございます。

農業委員会の点検結果につきましては、貸付等について農地所有者の同意を得た農地を把握することは困難であるが、新規参入者への農地の利用調整に取り組んだ結果、新規参入者は一定の農地を取得することができた、としております。

「2 最適化活動の活動目標」でございます。

「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」

1人当たりの活動日数ですが、1ヶ月に10日ということで、目標とさせていただきますところでございます。最適化活動を行う委員の数につきましては、農業委員19名、(農地利用最適化)推進委員30名という数でございます。

「(2) 活動強化月間の設定」ということで、(①)目標につきましては、年3回。取組時期につきましては、記載しておりますが、7月、(取組項目＝農地の集積、遊休農地の解消)(その内容として)地域計画策定に向けた話し合い活動、農地利用調査の予備調査。10月から11月、(取組項目＝農地の集積、遊休農地の解消)(その内容として)利用意向調査および利用調整、営農意向調査。1月、農地の集積、(その内容として)地域計画策定に向けた話し合い活動、ということでございます。

②実績でございますが、活動強化月間は3回。取組につきましては、8月に農地の利用状況調査を皆様に行っていただきました。10月から11月につきましては、利用意向調査および利用調整、目標地図素案の作成に向けた営農意向調査をやっていただきました。2月に、農地の集積として、目標地図作成に向けた、各地区それぞれで、話し合い活動、地域会合等を行っていただいたところでございます。

8ページに移ります。「(3) 新規参入相談会への参加」ということで、(①)目標につきましては、年に2回、11月と1月に新規就農相談会とちぎ、ということ、目標とさせていただきます。②実績につきましては、(目標と)同じく、年に2回、令和5年度については、令和5年11月12日と令和6年1月27日に、それぞれ、各区域から1名

ずつ、新規就農相談会に出席していただいたところでございます。

続きまして、「目標の達成状況の評語」というものがございます。こちらは、宇都宮市農業委員会として、最適化活動ですね、集積集約化活動の結果、遊休農地の解消の活動の結果、新規参入活動の結果と、それぞれの数字を入れると、点数が出て来まして、その点数によって、この評語が決まるというものがございます。

宇都宮市農業委員会におきましては、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という結果でございます。

一番最後、「推進委員等の点検・評価結果」ということで、評語を見ていただきますと、下から二番目ですね、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」、推進委員等の人数「49名」ということですが、こちらにつきましては、皆様から提出していただいております、活動記録を集計しまして、それぞれの活動について、点数が振られます。その点数によって、この評語が、皆様個人個人に決まるのですが、A4サイズで、総会資料の下に、皆様の個別の活動記録の取りまとめを配布させていただいております。こちらは、活動記録を取りまとめて、評価をして、個人あて通知をすることになっておりますので、お持ち帰りいただいて、今年度におきましても、活動記録の提出については、忘れずをお願いしたいというところでございます。

事務局 続きまして9ページをご覧ください。「Ⅲ 事務の実施状況」についてご説明致します。

「1 総会、部会の開催実績」ですけれども、こちらは記載のとおりでございます。毎月の総会の回数を記載しております。

「2 農地法第3条に基づく許可事務」ということで、農地法第3条は、農地を農地として、売買とか貸し借りをを行うガイドとなっておりますけれども、1年間、令和5年度の処理件数は119件、うち許可は119件となっております。処理期間ですけれども、申請の受理日から許可まで、28日となっております、それを公表しております。実際の処理期間としましては、平均で28日間となっております。

続きまして「3 農地転用に関する事務」ということで、こちらは農地法4条、5条となりますけれども、こちらは、権限委譲の状況ということで、一番上と(一番)下に○がついてはいますが、上の方(の○印)は、農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定ということで、こちらは、平成30年10月6日ですね、宇都宮市は指定市町村となっております、農地の転用許可に関して、すべて、取り組みを行っているところです。

その下(の○印)の、地方自治法第180条の2に基づき(とありますが)、

こちらは、市長から、事務処理等について、農業委員会に、事務権限につきまして、委任を受けているということでございます。

その下の、1年間の処理件数ですけれども、129件ございました。申請で129件、(全件)許可となっております。処理期間ですけれども、こちらにつきましては、標準処理期間を申請書受理から42日と設定しております。実際には、処理期間平均ですと、29日の間に許可を行っております。

最後になりますけれども、「4 違反転用への対応」ということで、管内の農地面積11.900haのうち、年度末時点の違反転用面積は3.3haとなっております。その下ですけれども、違反転用解消のために実施した活動内容ということで、是正計画書を提出するよう、文書指導を行ったものであります。日にちにつきましては、記載のとおりとなっております。その下の実績ですが、違反転用解消面積は、ゼロhaとなっております。

事務につきましては、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
この件につきまして、ご質問等がありましたら、ご発言願います。

委 員 (意見なし)

議 長 ありませんか。

委 員 (意見なし)

議 長 それでは、議案第2号については、原案のとおりご承認いただくことに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないと認め、原案のとおり決定致します。  
続きまして、議案第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)」について、事務局の説明を求めます。

事務局 10ページ、議案第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)」について、まず、経緯からご説明いたします。令和元年10月の話になりますが、他県の市町におきまして、農業委員会会長が農地法違反と収賄の疑いで逮捕されるという不祥事が発生しましたが、農業委員会は、公正、

公平な立場で審議，運営していかないとはいけません。これを受けまして，国におきましては，農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせを決議いたしました。本市におきましても，令和2年1月の定例総会におきまして，「農業委員会の法令遵守の申し合わせ」を決議したところでありますが，国からの要請によりまして，毎年度1回，総会等において，法令遵守の注意喚起を実施することになっていることから，本日，お諮りするものであります。それでは，読み上げます。

私たち農業委員，農地利用最適化推進委員は，農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として，法令に則り適正に農地制度を運用し，農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に，農地制度に基づく許認可に係る事務については，個人情報に接することも多く，公平・公正な運用はもちろんのこと，個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員，農地利用最適化推進委員は，高い倫理観を持ち，法令遵守を徹底するため，下記事項についてここに申し合わせ，決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責務を改めて自覚し，法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に，農業委員会法第31条の議事参与の制限，同第33条の議事録の公表を適切に実施して，農業委員会の議事の公正さを確保すること。2. 農業委員，農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し，法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和6年4月26日。宇都宮市農業委員会。

以上，ご審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。この件につきまして，ご質問等ございましたら，ご発言願います。

委員 (意見なし)

議長 ありませんか。

委員 (意見なし)

議長 それでは，議案第3号については，原案のとおりご承認いただくことに，ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議 長     ご異議がないと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長     次に、報告事項に入ります。報告第1号「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について、事務局の説明を求めます。

事務局    (報告第1号「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について報告)

議 長     事務局の説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言願います。

委 員    (意見なし)

議 長     無いようですので、次に、「報告第2号 農業委員会事業実施報告」、「報告第3号 農業委員会関係会議出席報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局    (報告第2号令和6年1月から3月末までの事業実施内容について報告、報告第3号、令和6年1月から3月末までの関係会議出席について報告)

議 長     事務局の説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等がございましたら、ご発言願います。

委 員    (意見なし)

議 長     無いようですので、以上で、本日の議事は、すべて終了しました。慎重なご審議を賜り、誠にありがとうございました。  
以上をもちまして、議長の職を降ろさせていただきます。  
事務局に進行をお返しします。

事務局    ありがとうございました。  
それでは、会議次第7 その他に入ります。担当より連絡事項がございます。

(事務連絡3件)

以上をもちまして、宇都宮市農業委員会第3回定期総会を閉会いたします。  
慎重なご審議、ありがとうございました。

(閉会：午後4時15分)